

2026年度 関西大学

関大生のための充実補償
～卒業までの安心サポート～

共済保障制度のご案内

関西大学の学生である皆さんが共済掛金を出し合い、学生生活の予期せぬ事態に備える保障制度です。
「4年間18,000円」の掛金で幅広い保障を提供しており、関西大学では新入生全員の原則加入を推奨しています。
安心して学生生活を送るためにも、是非ご加入ください。

関西大学独自

原則全員加入 基本保障

掛金1ヶ月あたり **375円**

ご加入はこちら

共通 ID : kandai
パスワード : kyousai
を入力し進んでください。



※手順番号(合格通知書に記載)をご用意ください。

学生生活でニーズの多い『学校管理下中・個人賠償・学業継続費用』保障を中心に独自設計した皆さんの共済掛金で成り立つ保障制度です。

「関西大学共済保障制度」にご加入ください

「関西大学共済保障制度」は、関西大学の学生である皆さんがそれぞれ一定の掛金を負担し合い、ケガ、病気、賠償事故や学業費用の備えといった学生生活における予期せぬ有事の際にお互いに助け合う保障制度です。現在、多くの学生の皆さんの加入により「安価(4年間で18,000円)で幅広い保障」を提供しています。

関西大学としても新入生全員の原則加入を推奨している保障制度であり、皆さんの共済掛金で成り立つ保障制度ですので、是非ともご加入をお願いいたします。

また、オプション(上乗せ補償)についても多くの学生の皆様にご加入いただいておりますので是非ご検討ください。

もしも、
自転車事故
で加害者に
なったら、



大阪府自転車条例により

自転車利用者は保険加入が義務化されています。

▶高額賠償事例(神戸地裁 平成25年7月判決)

男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に、歩行中の女性と正面衝突。
女性は頭蓋骨折等で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令。
※本事例は他校における事例となります。

賠償額

9,521万円

本学においても、以下の事案等が発生しております。

▶事故発生年月 2020年10月

自転車搭乗中、前方の自転車を追い抜こうとした際に、歩行中の50代男性に衝突。
相手が大腿部を骨折し入院・手術・リハビリなど長期にわたり治療が必要となった。

賠償額

2,078万円



関西大学共済会

関西大学独自の保障『関西大学共済保障(基本プラン)』

1 特 長

学生生活でニーズの多い『学校管理下中・個人賠償・学業継続費用』保障を中心に独自設計した共済制度です。

<3大ポイント>

① 4年間18,000円(1日あたり約12円)の掛金で幅広い保障

1日あたり約12円ほどの掛金で、学生本人のケガや病気だけでなく、扶養者に万一のことがあった場合の学費補填や弔慰金など、在学中のさまざまなリスクに備え幅広く保障します。

② 他人への賠償責任も安心の保障

高額な賠償事例の多い自転車事故などによる他人への賠償責任について最大1億円を限度として保障します。

③ 学校管理下中ケガによる入院・通院を1日目から保障

自転車事故等の交通事故によるケガは学校管理下中問わず24時間保障します。

事故から180日以内に受けた通院・入院・手術は給付の対象となります。

また、ケガで通院された場合、最大90日まで通院共済金をお支払いします。

※手術は1事故につき1回限りとなります。

2 給付事例

賠償責任共済

- 自転車で行中、歩行者とぶつかり相手が転倒され大ケガをして後遺障害認定となった。

治療費・後遺障害【賠償額 **3,494,657円**】

休業損害・慰謝料【賠償額 **5,514,953円**】

その他諸費用【賠償額 **990,390円**】

給付合計 **10,000,000円**



大阪府自転車条例保険義務化に対応!!

傷害共済(ケガ)

- * 学校管理下中と交通事故のおケガが対象

・通学中のケガ

通学途中に駅の階段で転倒し両足剥離骨折、靱帯損傷。 通院17日 給付合計 **25,500円**

・授業中のケガ

体育の授業中、足の甲を打撲、剥離骨折。 通院36日 給付合計 **54,000円**

・クラブ活動中のケガ

クラブの練習中、技をかけられ膝前十字靱帯損傷。

入院32日【給付額 **160,000円**】

手術給付金【給付額 **50,000円**】

通院23日【給付額 **34,500円**】

給付合計 **244,500円**



通院・入院1日目から保障

熱中症も対象

交通事故は学校管理下中問わず24時間保障

入院共済(病気)

- 肺炎で6泊7日以上入院。

給付額 一時金 **50,000円**



死亡弔意共済

- 扶養者が事故または病気で死亡した。

給付額 一時金 **100,000円**



学業費用共済

- 扶養者が偶然の事故で死亡した。

給付額 **1,000,000円** × 残年数



※保障の概要はWEBパンフレットからご確認ください。

3 共済金額(保障額)

ご加入は
こちら



共通ID: kandai
パスワード: kyousai を入力し進んでください。
※入学前は学籍番号(合格通知書に記載)
入学後は学籍コード(学生証に記載)をご用意ください。

大阪府自転車条例
保険義務化に対応!!

		共済金額		給付される場合
加入者 本人対象	賠償責任共済	法律上の 賠償責任	1億円	日本国内において、不注意により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を被った場合に、給付されます。 ※示談交渉サービスはございません。 ※インターンシップ、アルバイト中は保障対象外です。
	傷害共済 (ケガ)	死亡・ 後遺障害	500万円	次の事故により、 ケガをした場合 に給付されます。 ● 正課中(講義、実験、実習、実技による授業等)の偶発の事故 ● 学校行事に参加中の偶発の事故 ● キャンパス内にいる間の偶発の事故 ただし、大学の寮や、大学が禁じた場所、時間、又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。 ● 正課外の団体活動中*の偶発の事故 ただし、大学が禁じた場所、時間、又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。 ● 通学途上における偶発の事故 ● 交通事故は、24時間国内外の場所を問わず保障します。 ※入院・通院は、1日目から保障します。 ※上記の事故によるケガには「 熱中症 」「 細菌性食中毒 」を含みます。
		入 院	日額 5,000円	
		手 術	手術内容に応じて 2.5万円・5万円	
		通 院	日額 1,500円	
	入院共済 (病気)	入 院	一時金 5万円	病気(ケガは対象外)で連続して6泊7日以上入院した場合に給付されます。
扶養者 対象	生命共済	死亡・ 高度障害	100万円	事故や病気により、死亡した場合、又は身体に重大な障害が残った場合に給付されます。
	学業費用共済	学業費用	100万円×残年数	扶養者(共済加入時に指定した学費負担者)が偶発の事故(病気は対象外)で亡くなられた場合に給付されます。
	死亡弔慰共済	死 亡	10万円	事故・病気を問わず、扶養者(共済加入時に指定した学費負担者)が亡くなられた場合に給付されます。

* 団体とは次の団体をいいます。(大学が認めた登録団体に限ります。)

①体育会 ②文化会 ③学術研究会 ④単独パート ⑤準登録団体 ⑥大学に届出のある同好会 ⑦ボランティア学生スタッフ ⑧ピア・コミュニティ ⑨その他大学が認める団体

4 共済掛金(詳細)

卒業時までの年数(標準修業年限)の掛金を初回に一括で納入いただきます。

	学 部	大学院生(3年間)	大学院生(2年間)	在籍延長(1年間) 休学、留年など
標準修業年限	4年間	3年間	2年間	1年間
共 済 掛 金	18,000円 (4年分一括)	13,500円 (3年分一括)	9,000円 (2年分一括)	4,500円 (1年分一括)

- 共済掛金は年間 4,500 円で、卒業までの標準修業年限分の掛金を初回に一括で納入いただきます。
- 学部新入生の場合は、入学前の3月末までに掛金18,000円を納入いただきますと4月1日から4年間の保障となります。
(秋学期学部新入生の場合は、入学前の9月20日までに掛金18,000円を納入いただきますと9月21日から4年間の保障となります。)
- 関西大学の在学学生であればいつでも加入いただけますが、毎月末日を締切日として翌月1日より保障開始となります。
ただし、9月1日以降に加入いただく場合は、1年目の掛金のみ2,250円となります。
(秋学期生の場合は、毎月20日を締切日として当月21日より保障開始となります。
ただし、2027年2月21日以降に加入いただく場合は、1年目の掛金のみ2,250円となります。)
- 保障期間中に共済会を退会した場合、もしくは関西大学を退学した場合は、保障期間の残期間に応じて掛金を返戻します。
(残期間が6カ月未満の場合には返戻はありません。)

保障の概要および定款・規約・細則は、下記QRコードから関西大学共済会ホームページにてご確認ください。

WEBパンフレットこちら
(保障の概要)
<https://kandai-kyosai.com/>



定款・規約・細則はこちら
<https://kandai-kyosai.com/about/>



5 共済加入手続き方法

入学から卒業まで手続きは1回だけ! 卒業まで安心!

ご加入はWEBで簡単!

1 手順番号をご用意

入学前 手順番号 (合格通知書に記載)
入学後 学籍コード (学生証に記載)
の入力が必要です。

手順番号をお手元にご用意ください。

2 サイトへアクセス

<https://kandai-kyosai.com>



共通 ID : kandai
パスワード : kyousai
を入力し進んでください。

3 加入期間 (卒業までの年数) を選択

卒業までの年数を選択してください。

4 支払方法の選択

クレジットカード決済 (Visa・Mastercard)、
Pay Payでのお支払い。



※キャッシュレス決済を推奨しておりますが、
銀行窓口でのお支払いを選択される場合は、
共済会事務局までご連絡ください。

キャッシュレス
決済がおすすめ!

5 支払完了

お支払締切日

2026年 3月 31日 (火)

※秋学期生は

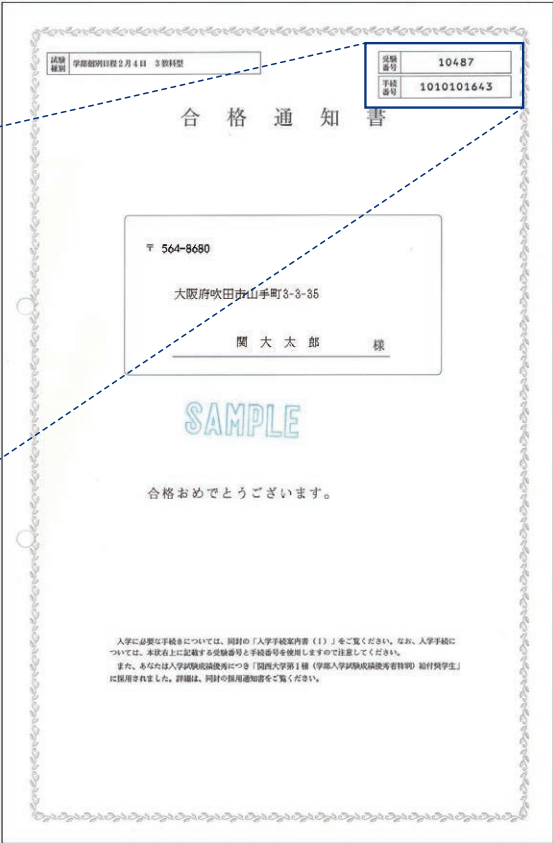
2026年 9月 20日 (日)

手続き完了

※WEB加入申込みができない方は、共済会事務局までご連絡ください。

● 手続番号 (10ケタ)

合格通知書の右上部に記載されています。
受験番号とは異なります。



● 学籍コード (学部生 10ケタ・院生 8ケタ)

学生証に記載されています。

● 学生の卒業予定年参考

(この保険は卒業までの期間一括加入です。)

卒業まで	卒業予定 (秋学期生)
4年間	2030年 3月 (9月)
3年間	2029年 3月 (9月)
2年間	2028年 3月 (9月)
1年間	2027年 3月 (9月)

● 学生の生年月日欄参考

平成14年	2002年
平成15年	2003年
平成16年	2004年
平成17年	2005年
平成18年	2006年
平成19年	2007年
平成20年	2008年

加入者証のお届け

5月中旬頃に一齐に学生ご本人様宛に送付します。
※秋学期生は10月中旬頃に送付します。

保障期間 (1年生)	学部新入生の場合	卒業予定年次に応じて
	4年間	2026年4月1日 午前0時 ~ 2030年3月31日 24時まで ※秋学期生は 2026年9月21日 午前0時 ~ 2030年9月20日 24時まで
お申込締切日	2026年 3月31日(火) ※秋学期生は 2026年9月20日(日)	● 締切日以降のお申込も承っておりますが、保障期間開始日が遅れます。 ● 2026年4月1日以降にお振込の方は翌月からの保障開始となります。 また、関西大学入学後に中途加入をご希望される場合には、ご加入時期により保障(補償)期間及び共済掛金が異なる場合があります。

※ 共済保障部分とオプション(上乗せ補償)部分はそれぞれ加入者証が発送されます。よって、オプション(上乗せ補償)にご加入の方は2つの加入者証が作成発送される為、各々の加入者証の到着時期が多少ずれる場合があります。ご了承の程よろしくお願いします。

6 よくあるご質問(Q&A)

Q. 4月1日以降でも共済に加入できますか。

A. 関西大学在学中の学部生・大学院生の方であれば、いつからでも加入していただけますが、毎月末日を締切日として翌月1日より保障開始となります。

Q. 休学・留年などで在籍期間が延長された場合、共済の保障期間は自動延長されますか。

A. 自動延長はされません。
延長手続きが必要なため、必ず保険の満期日(卒業予定年月)までに必ず共済会事務局までご連絡ください。

Q. WEB申し込みで入力を間違えてしまった場合はどうしたらいいですか。

A. データ送信後の修正や取消、再登録はできませんので、共済会事務局までご連絡をお願いします。

Q. キャッシュレス決済は利用できますか。

A. クレジットカード(Visa、Mastercard)、PayPayが利用いただけます。

Q. キャッシュレス決済が完了するとメールが届きますか。

A. はい。手続き完了後に完了メールが届きます。
(※拒否設定やメールアドレスの入力間違い等により届かない場合がございます。)

Q. クレジットカード払いの場合、共済掛金の引落日はいつになりますか。

A. クレジット会社の規定によりますので、各クレジット会社にお尋ねください。

Q. 加入者証はいつ頃届きますか。

A. 3月末までにお申込みいただいた場合、5月中旬頃までに送付いたします。加入者証が未着でも、保障開始日以降の事故は保障されますのでご安心ください。

Q. 学生本人のケガはどんな事故が保障されますか。

A. 以下の偶然な事故が保障対象になります。
正課中(講義、実験、実習、実技による授業等)、通学途上、学校行事に参加中、キャンパス内にいる間(寮は除く)、正課外の団体活動中、交通事故(24時間保障)

Q. 自転車事故は保障されますか。

A. 自転車によるご自身のケガ(24時間保障)と他人への賠償事故は保障対象です。
※一般的な自転車保険の内容を含みます。

Q. 事故受付と保険金の請求方法を教えてください。

A. 千里山キャンパス内にある共済会事務局の窓口にお越しください。
他キャンパスの方は共済会事務局までご連絡ください。
窓口では学籍番号とお名前にて加入状況を確認いたしますので、加入者証のご提示は不要です。

Q. 共済掛金は年末調整(保険料控除)の対象になりますか？

A. 本共済は税法上、保険料控除の対象外となっております。そのため、控除証明書の発行は行っておりません。

7 共済制度のオプション(上乗せ補償)について

共済保障(基本プラン)では対象外となる下記補償への加入ニーズも非常に多いことから、オプション(上乗せ補償)もご用意しております。

ご希望の方は、同封のオプション(上乗せ補償)用パンフレットにて詳細をご確認の上、ご加入ください。

追加申込みで手厚い補償が上乗せされます。

オススメ

安心プラン(オプションA・D)

標準プラン(オプションB・E)

お手軽プラン(オプションC・F)

学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総)オプションに追加申し込みすると補償されます。基本プランご加入の方のみが追加申込み可能です。

基本プラン(共済保障のみ)

原則全員加入

- 学校管理下中^(※)のケガによる通院、入院を1日目から保障
※交通事故によるケガの場合は24時間保障(自転車による事故を含みます)
- 他人への個人賠償責任を1億円まで保障(示談交渉サービスはありません)
- 病気により6泊7日以上入院された時にお見舞金(一時金)を給付
- 扶養者がケガで亡くなられた場合の学業費用(100万円×残年数)を安心保障

<オプション(上乗せ補償)にて追加可能な補償一覧>

- ① 個人賠償責任事故発生時に東京海上日動が示談交渉を代行するサービスを付帯(国内のみ)
- ② 他人への個人賠償責任につき、インターンシップ中やアルバイト中も安心補償
- ③ ケガ・疾病により医療機関で負担した実費を学内外問わず24時間補償
- ④ 扶養者に万ーの場合の育英(ケガまたは熱中症)(全プラン)・学業費用(ケガまたは熱中症・病気)(安心・標準プラン)を充実補償
- ⑤ 搜索救助費用や入院等をして親族等が駆けつけた場合の諸費用を補償
- ⑥ (一人暮らしの場合)家主への借家人賠償責任や生活用動産への被害を安心補償
- ⑦ 地震・噴火・津波によるケガまたは熱中症についても安心補償

こちらは、学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

8 お問い合わせ・万が一の事故のご連絡先

関西大学共済会事務局 TEL:06-6368-1964

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35

関西大学共済保障(基本プラン)の概要

	共済金を給付する場合	共済金を給付しない主な場合
賠償責任共済金	加入者が日本国内において偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、賠償責任共済金を給付します。 ・共済金の範囲は、損害賠償金(治療費・慰謝料・休業損害、修理費等)を1億円を限度に給付します。 また、訴訟費用や損害防止費用等を給付出来る場合もあります。	・加入者の故意による損害賠償責任 ・地震、噴火又は津波による損害賠償責任 ・戦争、内乱、暴動等による賠償責任 ・加入者の職務遂行、アルバイト業務の遂行に起因する損害賠償責任 ・加入者と同居の親族に対する損害賠償責任 ・加入者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任 ・加入者の心神喪失(泥酔等)に起因する損害賠償責任 ・自動車、原付自転車等の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・加入者のケンカによる損害賠償責任 ・加入者が所有、使用又は管理する財物について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 等
傷害死亡共済金	加入者が学校の管理下中＊1又は通学途上における急激かつ偶然な外来の事故及び日本国内外における交通事故＊2によりその身体に傷害を被り、事故の日から180日以内に死亡された場合に死亡共済金を給付します。	
傷害後遺障害共済金	加入者が学校の管理下中＊1又は通学途上における急激かつ偶然な外来の事故及び日本国内外における交通事故＊2によりその身体に傷害を被り、事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合に死亡共済金額に所定の割合を乗じた額を後遺障害共済金として給付します。	・加入者、共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失による傷害 ・加入者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による傷害 ・加入者の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による傷害 ・加入者の脳疾患、疾病、心神喪失による傷害
傷害入院共済金	加入者が学校の管理下中＊1又は通学途上における急激かつ偶然な外来の事故及び日本国内外における交通事故＊2によりその身体に傷害を被り、入院された場合に、事故の日から180日を限度として入院共済金を給付します。 ・入院1日目から給付の対象になります。	・地震、噴火又は津波による傷害 ・戦争、内乱、暴動等による傷害 ・核燃料物質の有害な特性等による傷害 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登攀、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動中の障害 ・急性アルコール中毒 等
傷害手術共済金	傷害入院共済金が支払われる場合に、加入者が事故の日から180日以内にそのケガの治療を目的として手術を受けた場合に、入院共済金日額に手術の種類に応じて定める倍率(5倍、10倍)を乗じた額を手術共済金として給付します。 ただし、1事故につき1回の手術に限ります。	・原因のいかんを問わず、むち打ち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ・柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し給付します。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については医師の指示に基づいて行われた施術のみ給付の対象となります。
傷害通院共済金	加入者が学校の管理下中＊1又は通学途上における急激かつ偶然な外来の事故及び日本国内外における交通事故＊2によりその身体に傷害を被り、通院した場合に、その通院日数(往診日数を含みます)に対し、90日を限度として通院共済金を給付します。ただし、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては給付しません。 ・通院1日目から給付の対象となります。	・入院共済金が支払われる期間中の通院に対しては傷害通院共済金は給付しません。

	共済金を給付する場合	共済金を給付しない主な場合
入院共済金	加入者が病気により連続して6泊7日以上入院した場合に、入院共済金を給付します。	・入院日数が規定した日数に満たない場合 ・共済加入時に既に入院している場合 ・同一年度(4/1～3/31)内に2回以上入院した場合、2回目以降の入院
生命共済金	加入者が事故や病気により死亡したり、高度障害を受けたとき、死亡の場合は葬祭費用共済金、高度障害の場合は高度障害共済金を給付します。 ・葬祭費用共済金は、100万円を限度とする葬祭費用実費とします。 ・高度障害共済金は、別に定める高度障害状態に該当する場合、100万円を給付します。 ・葬祭費用共済金と高度障害共済金は重複しては給付しません。	(葬祭費用共済金) ・共済加入日から1年以内の自殺 ・葬祭費用共済金受取人の故意 ・戦争その他類似の変乱 (高度障害共済金) ・加入者の故意又は重過失 ・戦争その他類似の変乱
学業費用共済金	扶養者(加入者を扶養する者で共済加入申込書の扶養者欄に記載の者)が日本国内外において、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被り、事故の日から180日以内に死亡した場合に、それによって扶養者に扶養されなくなることにより加入者が被る損失に対して学業費用共済金を給付します。 ・標準修業年限の卒業又は修了予定期までの残年数に100万円を乗じた金額を一時に給付します。	・扶養者の病気による死亡 ・扶養者、加入者、共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失による死亡 ・扶養者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による死亡 ・扶養者の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による死亡 ・扶養者の脳疾患、疾病、心神喪失による死亡 ・扶養者の妊娠、出産、流産による死亡 ・地震、噴火又は津波による死亡 ・戦争、内乱、暴動による死亡 ・扶養者が死亡した時に加入者が関西大学に在籍する学生ではない場合 ・扶養者が死亡した時に、加入者を扶養していない場合
死亡弔慰共済金	扶養者(加入者を扶養する者で共済加入申込書の扶養者欄に記載の者)が死亡した場合に、死亡弔慰共済金を給付します。	・加入者又は死亡弔慰金を受け取るべき者の故意 ・地震、噴火、津波等の天災による事故での死亡

＊1 学校管理下中とは、正課(授業)中、学校行事参加中、キャンパス内、キャンパス外での正課外の団体活動中をいいます。

＊2 交通事故とは、次に掲げる事故をいいます。

- ① 運行中の交通乗用具との衝突・接触等の交通事故
- ② 運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故
- ③ 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置又はその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故
- ④ 乗客として交通乗用具の改札口入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
- ⑤ 道路通行中の次の事故
 - ・建造物、工作物等の倒壊又は建造物、工作物からの物の落下
 - ・崖崩れ、土砂崩れ又は岩石等の落下
 - ・火災又は破裂爆発
- ⑥ 建物又は交通乗用具の火災

「交通乗用具」とは、自動車、原付自転車、自転車、電車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます)、エレベーター、エスカレーター等をいいます。

関西大学共済会定款・規約

関西大学共済会 定款

制定 平成24年12月20日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、関西大学共済会(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、学校法人関西大学のもと、会員の相互扶助の精神に基づき、会員の傷病、入院、死亡、賠償責任等に係る共済を通じて、会員の学生生活の向上を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を大阪府吹田市山手町3丁目3番35号関西大学内に置く。

(事業内容)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 共済事業

(2) その他目的達成に必要な事業

2 前項における事業の内容及び運用については、別に定める。

第2章 会 員

(会員資格)

第5条 本会の会員としての資格を有する者は、関西大学に在籍する学部学生及び大学院生とする。

(加 入)

第6条 前条に規定する者が本会に加入するときは、別途定める加入手続を行うものとする。

(退 会)

第7条 会員は、次の事由が生じたときは本会を退会するものとする。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 死 亡

(3) 会員の意思による退会

2 前項第3号において会員が退会しようとするときは、別途定める脱退手続を行うものとする。

(除 名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 本会に対する義務を怠ったとき。

(2) 本会が行う事業について不正行為をしたとき。

(3) 犯罪その他信用を失う行為をしたとき。

(4) 本会が行う事業を利用させることが不適当と理事会が判断したとき。

2 前項の場合において、会員の除名を議案とする理事会開催の10日前までに、当該会員に対しその旨を通知し、かつ、その会員から申し出があった場合には、当該理事会において発言の機会を与える。

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名

(2) 監事 2名

(理事の選任)

第10条 理事は、学校法人関西大学及び関西大学における次の各号に掲げる者とする。

(1) 理事長

(2) 学 長

(3) 理事のうち1名

(4) 副学長のうち1名

(5) 学生センター所長

(6) 法人本部長

(7) 総務局長

(8) 大学本部長

(9) 学長室長

2 前項第3号及び第4号に規定する理事の選任方法については、別に定める。

3 第1項に規定する理事は、当該の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長)

第11条 本会に理事長1名を置き、前条第1項第1号に規定する理事をもって充てる。

(監事の選任)

第12条 監事は、理事長が推薦し、理事会において選任する。

2 監事は本会の理事を兼ねてはならない。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、本会の業務について、本会を代表しない。

(理事長の職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会の同意を得て理事長の指名する理事が、その職務を代理する。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 本会の業務を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 本会の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会に報告すること。

(4) 本会の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の解任及び退任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの定款に違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に違反したとき。

(4) 本会の役員としてふさわしくない非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞 任

(理事会)

第19条 本会に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、本会の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示し、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、理事会開催の場所、日時及び理事会に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発ししなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この定款に別段の定めがある場合のほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。

10 理事会の議事は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合のほか、理事総数の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

11 前項の場合においては、理事長は議決に加わることはできない。

12 理事は、直接利害関係のある事件については、その議事の議決に加わることはできない。ただし、理事会に出席し、発言することができる。

(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項その他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長及び議長が指名した議事録署名人2名が押印して、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

第4章 会 計

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、設立初年度においては、設立総会の開催日に始まり、直近の3月31日に終了する。

(事業計画)

第22条 本会の事業計画及び収支予算は、当該事業年度開始後2カ月以内に開催される理事会の議決を必要とする。

2 前項の規定にかかわらず、本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の議決による。

(事業報告)

第23条 本会の決算及び事業報告は、監事の意見を求めなければならない。

(会計運用)

第24条 本会の会計は、理事会が管理することとし、理事長がその責を負う。

2 本会が行う共済事業は、その他の事業と区分経理しなければならない。

3 共済事業に係る会計の資金を、他の事業に運用することはできない。

第5章 解 散

(解 散)

第25条 本会は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決

(2) 本会の目的たる事業の成功が不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決

(残余財産の処分)

第26条 本会が解散した場合における残余財産は、解散日における会員数に応じて会員に返還する。

第6章 雑 則

(書類帳簿の備付)

第27条 本会は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 定 款
- (2) 役員の名簿
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第28条 本会の公告は、電磁的方法により行う。

附 則

1 この定款は、平成24年12月20日から施行する。

2 この定款施行の際、就任する役員の任期は、第17条の規定にかかわらず平成26年9月30日までとする。

附 則

この定款(改正)は、2017年4月1日から施行する。

この定款(改正)は、2022年4月1日から施行する。

この定款(改正)は、2024年4月1日から施行する。

この定款(改正)は、2025年4月1日から施行する。

(趣 旨)

第1条 関西大学共済会(以下「本会」という。)定款第4条に基づき、共済事業に関する事項について定める。

(資 格)

第2条 本会が行う共済事業の共済契約者は、定款第5条に規定する会員資格を有する者とする。

(事業内容)

第3条 本会が行う共済事業は、次のとおりとする。

- (1) 傷害共済
- (2) 入院共済
- (3) 生命共済
- (4) 賠償責任共済
- (5) 死亡弔慰共済

(細則等)

第4条 前条に掲げる共済事業の細則については、別に定める。

2 本会が、共済契約を締結するときは、共済契約の申込者に共済事業の細則又はこれに準ずるものを提示しなければならない。

(支払手続)

第5条 本会が共済金を支払うべき事由が発生した場合には、共済事業の細則の規定に従い、公正な審査の後、遅延なく共済金を支払わなければならない。

(特別措置)

第6条 本会は、共済金支払額が当該年度の共済掛金の収入総額を超えた場合、かつ、理事会が特に必要と認めたときは、共済金支払額を減額することができる。

2 前項にかかわらず、本会は天災やその他不可抗力による事由の発生により、共済金の支払いに支障をきたす恐れがあり、かつ、理事会が特に必要と認めたときは、臨時に共済掛金の増額もしくは特別徴収を行うことができる。

(業務委託等)

第7条 本会は、第三者と委託契約を締結することにより、業務の一部を委託して実施することができる。

2 本会は、本規約による本会が有する共済責任の一部を再共済することができる。

(規約の改廃)

第8条 本規約を改廃するときは、理事会での議決を必要とする。

附 則

この規約は、平成24年12月20日から施行する。

関西大学共済会 規約・細則

関西大学共済会 規約・細則は以下の方法によりご確認ください。

•右記QRコードからアクセスしてご確認ください。(ページ下部をご覧ください。)

URL: <https://kandai-kyosai.com/about/>



< 関西大学共済会について >

「関西大学共済会」は、安価で安心な保障制度の提供を通じて関西大学学生の福利厚生の向上を図るため、学校法人関西大学の協力のもと2012年12月に設立され、2013年度から「関西大学共済保障制度」の募集・運営を行っております。

「関西大学共済会」では、役員に学校法人関西大学理事長、関西大学学長をはじめとする大学関係者をむかえ、関西大学と一体となって学生生活の向上を図ることを目的に、会員（学生）の相互扶助の精神に基づき、会員の傷病、入院、生命、賠償責任、死亡弔慰等に係る共済を通じた事業を実施しています。

お問合せ先（加入手続・事故の連絡・受付窓口）

関西大学共済会事務局・

HP: <https://kandai-kyosai.com/>



【オプション(上乗せ補償)取扱代理店】

学校法人関西大学100%出資

株式会社関大パンセ

HP: <https://kandai-pensee.co.jp>



〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35

TEL:06-6368-1964 FAX:06-7181-6014

<受付時間>

平日(月～金) 午前9時～午後5時 *土・日・祝日 及び次の期間は休業となります。

夏季休業期間 8月11日～20日 冬季休業期間 12月26日～1月6日